

保健と福祉

健康な暮らしのために

特定健康診査・健康診査・がん検診

保健福祉課健康推進係 ☎0153-53-3333

▶ 特定健康診査・健康診査

会場を設定して行う集団検診の他に、個人で医療機関を受診する個別検診の2つがあります。どちらか好きな方を選択し、年に1度は検診を受けましょう。

	特定健康診査	健康診査
対象者	年度に40歳に到達する人から74歳までの厚岸町国民健康保険加入者	後期高齢者医療保険加入者、生活保護受給者
検査項目	身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査(血糖・脂質・肝機能・腎機能など)、医師の診察、必要な人は心電図検査および眼底検査、貧血検査 ※健康診査は、身体検査から腹囲測定を除く	
料金	無 料	

※通常の内科診療時に特定健康診査項目の検査をしている場合、ご本人の同意を得た上で医療機関より情報提供を受け、特定健康診査を受けたものをみなすことができます。実施できる医療機関が限られますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ がん検診

各検診	胃がん	肺がん	大腸がん	乳がん	子宮頸 ^{けい} がん
対象年齢	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	20歳以上
受診間隔	1年に1回	1年に1回	1年に1回	2年に1回	2年に1回
検診内容	胃部レントゲン検査(バリウム)	胸部レントゲン検査	便潜血検査	マンモグラフィ	細胞診検査
料金	無 料				

※加入者の保険にかかわらず受診することが可能です。

▶ 健康相談(個別・集団)

厚岸町保健福祉総合センターあみか21内において、随時相談を受け付けています(電話、来所、訪問などで可能)。各老人クラブや女性部の集まりなどで相談の希望がある場合には、ご相談ください。

特定健康診査・生活習慣病検診を受診した人へ、結果の返却と、保健指導の場として『検診事後相談会』を開催しています。受診者には別途案内を送付します。

？ 特定健康診査・健康診査・がん検診を受けるには？

- 個別検診／直接医療機関へ予約をしてください。検診日から約1カ月後、病院または担当係から結果が届きます。
 - 集団検診／担当係へ申し込んでください。検診日から約1カ月後、担当係から結果が届きます。
- ※集団検診の日程は、毎年4月の町広報誌へ折り込んであるほか、ホームページに掲載しています。

■ 高齢者(65歳以上の人)のために

定期予防接種

保健福祉課健康推進係 ☎0153-53-3333

▶ 肺炎球菌

- 対象者／年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人、60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障がいまたはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能の障がいを有する人
- 接種費用／4,050円(医療機関で接種後に支払い)

▶ インフルエンザ予防接種

- 対象者／65歳以上の人、60歳以上65歳未満の人で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障がいまたはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能の障がいを有する人
- 接種費用／1,100円(医療機関で接種後に支払い)

暮らしに安心を

保健福祉課地域支援係 ☎0153-53-3333

▶ 福祉交通回数券 (バス・ハイヤー・JRの乗車券)

- くしろバス、さくらハイヤー、デマンドバス、JR花咲線など、町内の公共交通機関で利用できる乗車券を、7,000円分交付します。
- 対象者／毎年4月1日現在で70歳以上の人、基準の障害者手帳を所持している人
- 【デマンドバス→41番】

▶ 除雪サービス

- 除雪が困難な人に、自宅の玄関から道路までの除雪を行います。
- 対象者／除雪が困難な高齢者世帯等
 - 料金／無料

▶ 緊急通報装置

- 急病などの緊急時に簡単な操作で通報ができる緊急通報機器を貸し出しています。
- 対象者／ひとり暮らしの高齢者など
 - 料金／無料

▶ 配食サービス

- 定期的にご自宅を訪問し、食事の提供を行います。栄養改善のほか、安否の確認も目的としています。
- 対象者／ひとり暮らしの高齢者など
 - 料金／食事代実費分(1食500円)

▶ 長寿祝金

- 長寿を祝福するため、対象年齢の人へ祝金を贈呈します。
- 対象者／満80歳(20,000円)、満88歳(30,000円)、満99歳(100,000円)、満100歳以上(20,000円)

▶ 元気いきいき高齢者応援事業

- 長年にわたる健康維持や介護予防への努力を祝福するため、厚岸町商工会が発行する30,000円相当分の商品券等を贈呈します。
- 対象者／要介護認定を受けていない元気な満88歳、満95歳の高齢者

その人らしく、
生きる、つながる

つながり手帳

つながり手帳は、高齢者が医療や介護が必要になっても安心して地域で暮らしていけるよう、ご本人の思いを医療と介護関係者が共有し、関係者がつながりながら、切れ目のない支援を行うことを目的としています。

手帳を希望する場合は、関係する職員や病院、厚岸町地域包括支援センターにご相談ください。

●つながり手帳でできること

以下の項目などを記載し、病院や介護サービス事業所などに提示することで、現在の状態を的確に伝えることができます。

- ▷自身の病気、介護の状況
- ▷必要なケア(医療処置、リハビリなど)
- ▷関係する人への連絡先

●厚岸町地域包括支援センター／☎0153-53-3333



高齢者の総合的な支援を行うセンターです。介護や介護予防、医療、福祉などあらゆる相談を、社会福祉士、保健師、ケアマネージャーなどの専門スタッフが連携して対応し、総合的に支援します。

●場所／厚岸町保健福祉総合センターあみか21内

▶ 認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)

認知症の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかを示したパンフレットです。窓口を設置してあるほか、ホームページに掲載しています。



▶ 在宅医療と介護マップ

介護サービスの内容や町内の医療・介護事業所の一覧を示したパンフレットです。窓口を設置してあるほか、ホームページに掲載しています。



厚岸町の各制度

保健福祉課地域支援係 ☎0153-53-3333

▶ 福祉灯油

低所得の状況にある人へ、燃料費をはじめとする冬の期間の暖房費を助成します。

- 対象者／町道民税非課税の高齢者世帯、障がい者が属する世帯、ひとり親世帯
- 助成内容／1世帯あたり1万円
- 申請期間／毎年12月から翌年1月末まで

▶ 介護タクシーの利用料助成

車いすを必要な状態の人が介護タクシー等を活用して病院受診または入退院した際に、乗車料金の半額分を助成しています。

- 対象者／病院受診などにおいて車いすを使用する人
- ※介護タクシー利用料の自己負担分は、福祉交通回数券を利用することができます。

【福祉交通回数券→24㍻】

▶ 在宅要介護者介護用品給付事業

在宅で要介護4または要介護5の認定を受けている要介護者を介護している家族に対し、紙おむつなどの介護用品を購入できる給付券を支給し、経済的負担の軽減を図っています。

- 対象者／町道民税非課税の要介護者を介護する家族
- 助成内容／年間75,000円分の給付券の支給

▶ 福祉用具貸与事業

車いすや電動介護用ベッドなどの福祉用具を貸し出しています。

- 対象者／福祉用具を必要とする高齢者など
- 料金／無料

※介護保険制度などの各種制度で福祉用具を貸与できる人は対象外です。

生活にお困りの人へ

保健福祉課地域支援係 ☎0153-53-3333

▶ 生活保護

生活に困っている人に、最低限度の生活を維持するための制度です。担当係またはお住まいの地区の民生委員・児童委員へご相談ください。

▶ 税金・公共料金等の減免

税金や各種公共料金について、それぞれの担当係で減免の相談をお受けしています。

【国民年金に關すること →20㍻】

【介護保険に關すること →22㍻】

【水道・下水道に關すること →35・36㍻】

【ごみ処理に關すること →37㍻】

【し尿処理に關すること →39㍻】

52㍻に各種相談一覧を掲載しています。
生活にお困りの場合など、ご相談ください。

■心身に障がいがある人のために

▶ 障がい者(児)福祉のしおり

厚岸町に住んでいる障がいのある人や、その家族が利用できる制度・サービスをまとめたものです。

内容は最小限にとどめてあるほか、作成後に内容が変わっている場合もありますので、各制度・サービスの詳しい内容については、それぞれの手続き先にお問い合わせください。

●問い合わせ／保健福祉課障がい福祉係

▶ 声の広報だよりを発行しています

文字による情報入手が困難な障がいのある人に、町広報誌、議会だよりの内容を吹き込んだカセットテープまたはCDを作成しています。利用を希望する人は、ご相談ください。

●問い合わせ／保健福祉課障がい福祉係



障害福祉サービス・相談

保健福祉課障がい福祉係 ☎0153-53-3333

▶ 障害福祉サービスについて

障がいや疾患のある人が、地域の中で生活を続けたいけるように支援するサービスです。個々の社会活動や介護者の状況、居住の状況を踏まえて、個別に必要な支援の程度・量に応じて決定されます。原則として利用料金の1割負担で受けることができます。利用するには申請をして認定に係わる調査や主治医の意見等をもとに障害支援区分を決定する必要があります。

●サービスの種類(一部のみ掲載)

- ▷ 居宅介護 (ホームヘルパーが、家事や身体介護を提供する)
- ▷ 同行援護 (視覚障害のある人の外出をサポートするガイドヘルパーの利用)
- ▷ 短期入所 (入所施設を短期間利用し生活支援を受ける)
- ▷ 施設入所 (グループホームや入所施設への入居)

▶ 障がいに関する専門相談窓口

町が委託している専門相談機関から専門職員(精神保健福祉士、社会福祉士等)が、毎月1回専門相談窓口を開設し、来所相談や家庭訪問を行っています。

障がい福祉サービス利用や福祉制度の相談、日常生活における不安等の安否確認など、定期的に面接することもできます。

※初回の利用には予約が必要です。

●相談料／無料

●予約先／保健福祉課障がい福祉係



各種手当て・助成制度

保健福祉課障がい福祉係 ☎0153-53-3333

▶ 難病・特定疾患治療の通院旅費の助成

難病・特定疾患の治療のため、町外の医療機関に通院しなければならない人に、通院に要する旅費の一部を助成しています。

●対象者／特定医療費(指定難病)受給者証・特定疾患医療受給者証をお持ちの人、同行した保護者

※受給登録申請が必要です。

●助成内容／難病・特定疾患の治療のため北海道内の医療機関に通院時の旅費

▶ 軽度・中等度難聴者の補聴器購入費を助成します

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴者に対する補聴器の購入費を助成します。

●対象者／軽度・中等度難聴者(両耳の平均聴力レベルが30デジベル以上)

●助成割合

▷ 18歳未満の難聴児／一般世帯 = 9割、町道民税非課税世帯・生活保護世帯 = 全額

▷ 18歳以上の難聴者／一般世帯 = 5割、町道民税非課税世帯 = 7割、生活保護世帯 = 9割

▶ 重度の身体障がいがある人へ 自助具^{じじょぐ}を給付します

重度の身体障がいがあり寝たきり生活を余儀なくされる、町道民税非課税世帯の人を対象に、生活のなかで活用できる自助具(自らを助ける道具)を給付します。

自助具の種類により購入限度額があります。担当者が生活状況を聴き取りさせていただきますので、詳しくはご相談ください。

●給付自助具の例

- ▷洗髪器(ベッド上で洗髪できるもの)
- ▷読書スタンド・ページめくり(寝た状態で本が読めるもの)
- ▷ベッド用テーブル(ベッドで背を起こして使用できるもの)
- ▷空気清浄機(室内空気の消臭・殺菌効果のあるもの)

▶ 児童扶養手当・障害児福祉手当・ 特別児童扶養手当

【各種手当て→32頁】

▶ 障害者手帳等の申請・更新に必要な 診断書の費用を助成します

障害者手帳等の申請・更新等に診断書が必要な場合、その取得費用を助成します。

※認定された場合に限り助成します。

●必要なもの／診断書の取得に要した領収書、認定が証明された書類、振込先の口座がわかるもの

▶ 税の障害者控除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人でも、税の障害者控除、特別障害者控除を受けることができます場合があります。

各種障がい者手帳がなくても、心身に障がいのある65歳以上の人で、『障害者等に準じる』と町長が認定し、『障害者控除対象者認定書』の交付を受けた場合には、控除の対象になります。

認定を受けるには申請が必要です。

重度心身障害者医療費の助成制度

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

次のいずれかに該当する人に、医療費の助成制度があります。受給者証の交付申請と、毎年7月に更新の手続きが必要です。

※生計を維持する人の所得が一定基準を超えている場合、対象になりません。(18歳以下の対象者については子ども医療費助成を申請)

【子ども医療費の助成制度→29頁】

●対象者／次のいずれかに該当する人

- ▷身体障害者手帳1級、2級または3級の一部(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいに該当)
- ▷療育手帳『A』
- ▷精神障害者保健福祉手帳1級(入院は対象外)

●助成内容／医療費の自己負担額が

- ▷町道民税課税世帯の場合＝1割負担
- ▷町道民税非課税世帯の場合＝初診時一部負担金のみ負担
- ▷18歳以下の場合＝無料

●必要なもの／健康保険証、障害者手帳、生計維持者の印鑑(生計維持者が本人確認できるものを持参するときには不要)、マイナンバー(個人番号)を確認できるもの、窓口に来る人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

